

日本レーザークラス協会 協会規約

付則 2 :

1. 名称

本地区 (ディストリクト) 協会の名称を、日本レーザークラス協会とし、その事務局を神奈川県綾瀬市上土棚南 3 丁目 13-31 に置く。

2. 目的

本協会の目的を下記の通りとする。

- (a) レーザーセイラーに情報交換の手段を提供する。
- (b) レーザークラスのレースを促進させ、発展させる。
- (c) フリートの設立を通じて、セイリングのスポーツ性とレクリエーション性双方の側面の面白さを奨励し、かつ支援する。
- (d) 地域 (リジョン) 内にある他の地区 (ディストリクト) と協調して活動する。

3. フリート設立許可

- (1) フリートの設立は、定期的なレース活動の場所が、そのフリートメンバーにとって容易に行ける場所またはクラブで、レーザーの個人オーナーかつ国際レーザークラス協会のメンバーが 6 名以上という条件を満たし、日本レーザークラス協会に申請することにより許可される。
- (2) 前項以外の特例として、どの場所においても軍隊、教育施設、ジュニアプログラム、またはその他非営利団体のメンバーを対象とした特別フリートの設立許可を受けることが可能である。
- (3) フリートキャプテンもしくはフリートが必要とする役員については、日本レーザークラス協会規約に明記されていない場合は、各フリート独自にフリートメンバーの中から毎年選出することとする。フリート結成やフリートメンバーによる国際レーザークラス協会規約および付則条項の履行については、国内協会がその責を負う。

4. 協会役員

本協会は、次の役員で組織されるものとする。

- (a) 会長は、地区内における地区協会のすべての活動を調整し、国際レーザークラス協会規約にしたがって開催される地域年次総会で地区 (日本) 代表にあたること。地区内 (国内) での協会のすべての年次総会での議長を務めること。および、地区上級役員としての通常職務を遂行することに責任を負う。
- (b) 副会長は、会長が無能であったり、拒否した場合に、会長に代わって業務を遂行、加えて地区のセイリングセクレタリーを兼任し、地区内 (国内) のすべてのレース計画の進展、協会公認イベントの監督、およびすべての地区間のレースにおいて、他の地区のセイリングセクレタリーとの調整に責任を負う。
- (c) セクレタリーは、本協会のすべてのメンバー資格、記録、通信等の保管、地区ニュースレターがあればその準備、および会長が与える職務の遂行に責任を負う。
- (d) 会計は、国際レーザークラス協会規約の 10 項に照らして、申し込み者のメンバー資格を決定し、また 11 項にしたがい、メンバーに課せられる会費を徴収し、メンバーにかかるすべての会計を維持し、かつメンバー資格の年次会計報告を準備することに責任を負う。
- (e) メジャラー (計測員) は、国際レーザークラス協会の主任メジャラーが指名する者である場合は、国際レーザークラス協会規約の 8 (6) 項に定める責務を履行する。

5 本協会は、職務達成または、時に応じて定める特別計画の遂行に必要なならば、追加役員を指名することができる。追

加役員の任期は随時決定される。

6 本協会は、本協会所定の職務任務の遂行上、必要とみなされれば委員会を設立することができ、会長は設立されるどの委員会でもその職権上の委員の一人となるものとする。

7 年次総会と役員選挙

- (1) 本協会は、本協会の決議によって定められた日時に年次総会をもつものとするが、その日時は前の年次総会開催後15ヵ月より遅れてはならない。
- (2) 年次総会の通達は、協会のすべてのメンバーに総会の14日以上前に送付するものとし、次の事項を含めることとする。
 - (a) 同総会での課題
 - (b) 本協会規約の改正、もしくは他の付則の制定を行なうかどうかを定める特別付則の通知
 - (c) 会長および会計の年次報告の概略
 - (d) 必要であれば翌年の役員選挙の指名委員に関する報告
- (3) 本協会のメンバーは、だれでも年次総会への出席資格を有し、投票資格を有する。
- (4) 年次総会における決議採決投票には、過半数をもって有効とする。ただし、本協会規約の改廃および他の付則制定に関しては出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- (5) 協会の年次総会で選出された協会役員は、次に後任者が選出されるまでその任務を継続しなければならない。

8 会費

協会年間会費は、本協会が付則に定めた期日までに支払うものとする。年間会費を全額支払った国際レーザークラス協会メンバーでない限り、支払日以前に開催されるいかなるレースにも、レーザーでレースに参加することはできない。

9 地区 (ディストリクト) 選手権大会

- (1) 本協会は、毎年地区 (ディストリクト) 選手権大会として全日本選手権大会を、本協会が定める場所で開催し、本協会のメンバーはだれでも参加することができる。
- (2) 全日本選手権大会は、世界評議会で決定したレース規定の条項にしたがって開催される。

10 付則

本協会は、本協会規約の目的遂行のため前各項の規約の一般性に制限されることなく、付則を制定することができる。同付則は、次の各事項に関するものとする。

- (1) 本協会の会計年度の決定
- (2) 年次総会の開催期間の決定
- (3) 指名委員会の設立と設立方法
- (4) 国際レーザークラス協会の付則にしたがい、国内で開催されるレーザークラスのレガッタの運営および主要選手権に出場する選手の参加資格。
- (5) トロフィー贈呈の承認に関する事項。
- (6) 事務局の変更
- (7) 業務の運営に関する事項
- (8) 日本の行政機関の定める法律などにそって、実行される規定に関するも事項
- (9) 本協会の組織、規約、フリートの運営に関する事項
- (10) 指名委員会を含む委員会への (被選出) 資格と組織に関する事項

ILCA規約から改正部分を拝借 & 修正

11 改正

本規約の改正は次のそれぞれから承認を得なければならない。

- (a) 評議員会
- (b) 日本レーザークラス協会が行う投票に対して、メンバーから返信された投票のうち3分の2以上の賛成。ただ

し、提出された改正案を公開してから3ヵ月以内に日本レーザークラス協会へ返信されたものをいう。

12 施行

- (1) 本付則は次の事項をもって、その効力を発揮する。
 - (a) 1973年11月1日より前に世界評議員会によって設立された地区協会に関しては、その日をもって施行日とする。
 - (b) 1973年11月1日以降に設立された地区協会に関しては、国際規約の8項にしたがい、地区協会を設立する世界評議員会での付則規定の日をもって施行日とする。
 - (c) 世界評議員会は、地区設定を行なったうえで同地区の名称を定め、同地区の事務局を指定し、加えて地区の法令や他の特殊事情に合うよう同地区総合付則に追加することを認めることができる。ただし、その追加条項が国際レーザークラス協会の規約または本付則の条項に反するものはこの限りではない。

日本レーザークラス協会 内 規

1. 目的

この内規は日本レーザークラス協会規約 10.の規定に基づき、日本レーザークラス協会の目的遂行のために必要な事項を定める。

2. フリートへの所属

レーザークラス協会のメンバーは、既存のフリートか、もしくは新しいフリートのいずれかに所属しなければならない。ただし、フリートに所属できない特別な事情のある場合には、全国の9水域(北海道、東北、関東、北信越、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄)のいずれかの所属とし、内規4に定める各水域マネージャーが水域所属のメンバーの取りまとめを行なう。

3. フリートの設立と取り消し

(1) フリートの設立

フリートの設立は協会規約3に基づき行なうものとする。

(2) フリートの取り消し等

協会は、フリートが協会規約3.(1)のフリート設立の要件を満たさなくなり、近い将来要件を回復する見込みが無いと判断した場合は、フリート設立許可を取り消す。いったん設立されたフリートのメンバー数(レーザーのオーナーでかつ国際レーザークラス協会のメンバー)が6人に満たなくなったが、その他の設立許可要件を満たしている場合は、協会に申請することにより、または協会の判断により「準フリート」と認められる。

フリートとしての活動がほとんど見られなくなった場合は、フリートの設立許可を取り消し、元フリート(レーザーができる場所)として記録に残す。

4. 役員

(1) 本協会に次の役員を置く。

会長1人、副会長2人以内、セクレタリー2人以内、会計1人、メジャラー1人、監査1人

(2) 役員は年次総会における選挙によって選出される。ただし、全国のフリート等から選出された代議員による選挙をもってこれに代えることができる。代議員の選出方法は別に定める。

(3) 役員の選出手順は以下のとおりとする。

会員は誰でも役員候補者を推薦し、または自ら役員に立候補することが出来る。

役員会が設ける指名委員が役員候補者を調べ、役職を付した候補者名簿を作成する。

指名委員が作成した候補者名簿に基づき、選挙権者の投票によって選出する。

選挙は役員会が決定する日時、場所において行われる。

(4) 役員の任期は以下のとおりとする。

役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

選出された役員はただちに就任する。

欠員補充等により任期の途中で就任した役員の任期は、直近の改選期までとする。ただし、上記の内規は、協会規約7.(5)の規定「協会の年次総会で選出された協会役員は、次の後任者が選出されるまでその任務を継続する」を侵すものではない。

(5) 役員が次の各号の一に該当するときは、評議会構成員数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し評議会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

職務の執行が著しく滞っていると認められるとき。

(6) 役員は協会規約4.に定める任務の他に次の任務を負うものとする。

国際担当セクレタリーはILCA等国际機関との関係事項を処理する。

会計は協会の財政を管理し、その健全化について提案する。

メジャラーは計測員を指名することができる。メジャラーは計測委員会を統括し、選手権大会に必要な計測員を配置しなければならない。

5. その他の役員

(1) 協会規約5.に基づき、全国9水域(北海道、東北、関東、北信越、中部、中国、四国、九州・沖縄)に各1人の水域マネージャーを置く。

(2) 水域マネージャーは水域内におけるフリートの活動状況の把握、フリート活動の指導・促進、水域内におけるイベントの調整を行い、レーザーの普及を促進する。

(3) 水域マネージャーは2年に1回程度、水域内のキャプテンミーティングを行い、レーザーの普及にかかる諸課題や水域マネージャーの人選に関して意見交換を行う。

(4) 水域マネージャーは、必要に応じて補助者として水域のイベント委員を置くことができる。

(5) 水域マネージャーは、水域内の各フリートの意見を尊重し、役員会の審議を経て会長が委嘱する。

(6) 水域マネージャーの任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

6. 委員長

(1) 協会規約6.に基づき次の委員長を置く。

レース委員長、ニュース委員長、計測委員長、普及委員長、強化委員長、ラジアル委員長、レディース委員長、マスターズ委員長およびその他の常設委員会の委員長

(2) 委員長は役員会の審議を経て会長が委嘱する。

7. 会議

本協会の会議について以下のとおり定める。

(1) 本協会の会議は年次総会、役員会、評議会とする。

(2) 年次総会の規定は「協会規約7.年次総会」による。ただし「役員の選挙」を除き、以下に定める評議会を年次総会に代えることができる。

(3) 役員会の構成員は、会長、副会長、セクレタリー、会計、メジャラー、監査とする。

(4) 評議会の構成員は、会長、副会長、セクレタリー、会計、メジャラー、監査、委員長および水域マネージャーとする。

(5) 役員会および評議会の運営は以下のとおりとする。

定例会議

年2回、役員会が決定する日時および場所で開かれる。

ただし、役員会と評議会を同時に行う事ができる。

臨時会議

会長または3人以上の役員会/評議会構成員の要求があるときに、会長が決定する日時および場所で開かれる。

議長

役員会/評議会の議長は会長がこれに当たる。

定足数

役員会/評議会の定足数はそれぞれの構成員の過半数の出席を必要とする。

決議

役員会/評議会の決議は、他に定めがない限り出席者の過半数をもって有効とし、可否同数の場合は議長が決する。

書面表決

やむを得ない理由のために役員会/評議会に出席できない

い構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席者に表決権の行使を委任することができる。

8 選手権大会への参加資格

協会規約9.(1)の規定にかかわらず、選手権大会の運営キャパシティーおよび出場選手の安全確保のために必要と判断する場合、協会は参加資格に制限を加えることができる。これは協会規約10.(4)の規定に該当するものである。

9 フリート運営

(1) フリートキャプテンは毎年3月末までに、フリートの実態を水域マネージャーに報告するものとする。

報告には次の事項を含むものとする。

フリートメンバーの人数 (協会登録済み人数、未登録人数)

JSAF会員登録者人数

次年度のフリートキャプテン (住所、電話番号、Eメール
アドレスなど)

活動状況

その他の特記事項

なお、準フリートも同様の報告を水域マネージャーに行うものとする。

(2) 協会はフリートおよび準フリートについて、レーザーニュースおよび協会ウェブサイトのページに公表する。

10.内規の改定

本内規の改定は評議会の決議により行う。

11.付 則

本内規は2009年12月13日より施行する。